

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設 (国5)(消費税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	外国人旅行者向け消費税免税制度について、①免税対象品目の拡大、 ②免税手続の簡素化を検討する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における免税対象品の売上高の増加 ・訪日外国人旅行者数の増加 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 年間301万人の適用があると想定。 なお、具体的には次の3特区から要望あり。 ア) 京都市地域活性化総合特区 1,010,000件/年 イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 1,890,000件/年 ウ) 九州アジア観光アイランド特区 105,000件/年

		② 減収額	12.1 億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度） 免税対象品目の拡大や免税手続の簡素化、免税許可制度の緩和を行うことにより外国人観光客の利便性を向上させ、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に定められている「外国人旅行者の滞在環境の改善」を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度） 外国人旅行者向けの消費税免税制度を見直すことで、外国人旅行者の利便性向上が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度） 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、2017 年までに、実現すべき成果目標として、「民間投資の活性化」が定められている。また、2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す」と規定されているが、当該目標を達成できなくなる恐れがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度） 外国人観光客の購入率の高い品目が免税対象となることにより、購入比率・購入額が増加する。また、免税手続きや免税要件の緩和により、外国人観光客に対する利便性の向上が図られ、リピート率向上による効果が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本要望は、日本国内で消費をしない物品を購入した外国人観光客を対象とする租税措置を求めるものであるため、補助金や他の支援措置では実現させることができない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第 5 条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—